

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和4年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20220705	有限会社 久保田商事(法人番号4070002028970)代表者:久保田 貴	群馬県邑楽郡大泉町坂田2-12-8	本社	群馬県邑楽郡大泉町坂田2-12-8	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年7月20日、同年8月25日、同年9月8日及び同年10月13日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(7)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(8)事業計画(自動車車庫)の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(9)事業計画(休憩睡眠施設)の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	8	8
20220705	株式会社 MICKEY・NET・WORKS(法人番号7021001051726)代表者:諸星 秀彦	神奈川県小田原市酒匂3-13-16	本社	神奈川県小田原市小竹65-5	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	酒気帯び運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年11月25日及び同年12月10日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条第1項)	7	7
20220720	有限会社 M. L. S(旧:有限会社 エムライン)(法人番号7040002079378)代表者:宮負 薫	千葉県山武市椎崎89-4	本社	千葉県山武市椎崎89-4	輸送施設の使用停止(280日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第58条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年7月19日及び同年9月13日、監査を実施。16件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条第1項)、(10)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第49条)、(11)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第58条第1項)、(12)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(13)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(14)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項、貨物自動車運送事業報告規則第2条、貨物自動車運送事業報告規則第2条の2)、(15)事業者たる法人の役員変更未届出(貨物自動車運送事業法第60条第4項、貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項第6号)、(16)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	28	28

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和4年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20220720	株式会社 トーヨー物流(法人番号8020001090989)代表者:菊池 靖久	栃木県宇都宮市陽東2-8-14 (栃木県宇都宮市石井町2146-1)	本社	栃木県宇都宮市陽東2-8-14	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年11月2日、同年12月17日及び同年12月27日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条第1項)	3	3
20220720	群馬システム輸送 株式会社(法人番号6070001026437)代表者:佐藤 裕二	群馬県伊勢崎市堀下町480	本社	群馬県伊勢崎市堀下町480	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年10月29日及び同年11月30日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	3	3
20220720	山添運輸 株式会社(法人番号2030001008574)代表者:山田 次郎	群馬県渋川市半田字上中島2680-1 (埼玉県さいたま市大宮区大成町3-306)	渋川支店	群馬県渋川市半田字上中島2680-1	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年12月22日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	2	2

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和4年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分点数
20220726	株式会社 北洋運輸(法人番号5430001022664)代表者:加藤 正博	北海道札幌市東区本町1条11-1-10	東京	東京都港区港南5-5-9 3F	輸送施設の使用停止(140日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条第1項	過労運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年11月9日及び同年11月17日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条第1項)、(9)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(10)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(11)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(12)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	14	14
20220726	有限会社 エイケー物流(法人番号1070002013158)代表者:秋谷 猛	群馬県高崎市山名町236 0-12	藤岡	群馬県藤岡市藤岡2129-7	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年11月30日及び同年12月21日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	11	11
20220726	F-LINE 株式会社(法人番号3010001068883)代表者:本山 浩	東京都中央区八丁堀3-3-5	三郷物流センター	埼玉県三郷市新三郷ららシティ2-3-3	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第58条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年2月15日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第58条第1項)	6	6

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和4年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20220726	株式会社 マルミヤ(法人番号1030001008030)代表者:三浦修	埼玉県さいたま市北区別所町64-15	相模原	神奈川県相模原市南区大野台2丁目11-19	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和3年12月16日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(5)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	2	2

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)